

平成24年度決算数値による 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」等の概要（確報値）

※〔 〕内は昨年度（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 （公営企業）
福 知 山 市	－〔－〕	－〔－〕	10.8〔11.9〕	115.6〔139.3〕	10.4〔5.2〕（宅造：石原）
舞 鶴 市	－〔－〕	－〔－〕	10.4〔10.4〕	75.3〔75.3〕	158.7〔－〕（市場）
綾 部 市	－〔－〕	－〔－〕	13.5〔14.8〕	63.9〔44.0〕	
宇 治 市	－〔－〕	－〔－〕	3.5〔4.5〕	－	－
宮 津 市	－〔－〕	－〔－〕	15.6〔16.4〕	214.1〔236.0〕	
亀 岡 市	－〔－〕	－〔－〕	13.3〔14.1〕	146.8〔151.4〕	
城 陽 市	－〔－〕	－〔－〕	12.6〔14.6〕	109.3〔105.7〕	
向 日 市	－〔－〕	－〔－〕	3.3〔3.5〕	7.9〔13.8〕	
長 岡 京 市	－〔－〕	－〔－〕	3.0〔4.0〕	7.4〔15.5〕	
八 幡 市	－〔－〕	－〔－〕	1.7〔2.6〕	28.3〔30.9〕	
京 田 辺 市	－〔－〕	－〔－〕	6.4〔6.8〕	－	－
京 丹 後 市	－〔－〕	－〔－〕	15.4〔15.7〕	111.7〔110.2〕	
南 丹 市	－〔－〕	－〔－〕	17.1〔18.9〕	134.5〔145.5〕	
木 津 川 市	－〔－〕	－〔－〕	12.3〔12.8〕	70.1〔79.8〕	
大 山 崎 町	－〔－〕	－〔－〕	13.0〔10.8〕	71.4〔86.9〕	
久 御 山 町	－〔－〕	－〔－〕	2.3〔2.9〕	－	－
井 手 町	－〔－〕	－〔－〕	3.0〔4.4〕	－	－
宇 治 田 原 町	－〔－〕	－〔－〕	9.8〔10.5〕	－	－
笠 置 町	－〔－〕	－〔－〕	16.5〔18.4〕	29.8〔39.3〕	
和 束 町	－〔－〕	－〔－〕	17.5〔18.7〕	118.7〔130.8〕	
精 華 町	－〔－〕	－〔－〕	13.9〔15.8〕	135.5〔150.9〕	
南 山 城 村	－〔－〕	－〔－〕	14.8〔16.8〕	87.7〔97.9〕	
京 丹 波 町	－〔－〕	－〔－〕	14.4〔15.3〕	133.5〔143.7〕	
伊 根 町	－〔－〕	－〔－〕	9.0〔10.8〕	－	－
与 謝 野 町	－〔－〕	－〔－〕	15.6〔16.4〕	156.1〔150.6〕	
国民健康保険南 丹病院組合					
国民健康保険山 城病院組合					
京 都 市	－〔－〕	－〔－〕	13.8〔13.7〕	235.4〔237.2〕	31.9（地下鉄） 17.2（市バス）
早期健全化基準 （黄色信号基準）	11.25～15.00	16.25～20.00	25.0	350.0 （政令市400.0）	20.0
財政再生基準 （赤信号基準）	20.00	30.00	35.0		